

子供のしあわせのために **こんな制度があります** 該当する方は相談を・・・

こども医療費支給制度

子供が医療保険制度で医療にかかった場合、保険診療分として支払った医療費（通院・入院：中学3年生まで）が支給される制度です。

【支給方法】あらかじめ登録申請し、受給資格登録済みの保護者の方にはこども医療費受給資格証（みどり色カード）を交付します。

- *町の協定医療機関で受診した場合、窓口での支払いが不要です。
- *協定医療機関外で受診した場合は、所定の医療費支給申請書で申請してください。審査のうえ指定された受給者の口座へ振込みます。

児童手当制度

中学3年生までの子供を育てている方に支給される手当です。出生や転入等新たに受給資格が生じた場合は、15日以内に手続きをしてください。児童手当は、国、県、町及び事業主負担により支給されるものです。

【支給方法】6月（2～5月分の手当）・10月（6～9月分の手当）・2月（10～1月分の手当）に指定された金融機関の口座へ振込みます。

児童扶養手当制度 *所得制限・公的年金併給調整があります

18歳未満の子供を育てている方で、次のいずれかに該当する方に支給される手当です。

- 母子家庭の母 ○父子家庭の父
- 父または母が重度の障害の状態にあり、子供を養育している父または母
- 親にかわって子供を養育している方

【支給方法】4月（12～3月分の手当）・8月（4～7月分の手当）・12月（8～11月分の手当）に指定された金融機関の口座へ振込みます。

*平成30年4月分から手当額が改定されました。

月額 **第1子**「42,290円～9,980円」から「42,500円～10,030円」、**第2子**「9,990円～5,000円」から「10,040円～5,020円」、**第3子以降**「5,990円～3,000円」から「6,020円～3,010円」に変更しました。

ひとり親家庭等医療費支給制度 *所得制限があります

18歳未満の子供を育てている母子家庭・父子家庭の方及び親にかわって子供を養育している方と子供が、医療保険制度で医療にかかった場合に、支払った医療費の一部が支給される制度です。

【支給方法】あらかじめ登録申請していただき、所定の医療費支給申請書で申請をしてください。審査のうえ指定された金融機関の口座へ振込みます。

母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付制度 *所得制限があります

母子家庭のお母さん及び父子家庭のお父さん並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している子供の福祉の増進のために各種必要な資金を貸し付ける制度です。

- 修学資金（子供が高等学校・大学等で学ぶための授業料等）
- 就学支度資金（子どもの入学に必要な入学金や被服等を購入するための資金）
- 修業資金（子どもが就職するのに必要な知識等を習得するための資金）ほか

特別児童扶養手当制度 *所得制限があります

精神または身体に障害がある20歳未満の子供を育てている方に支給される手当です。

【支給方法】4月（12～3月分の手当）・8月（4～7月分の手当）・11月（8～11月分の手当）に指定された金融機関の口座へ振込みます。

*平成30年4月分から手当額が改定されました。（1級）月額「51,450円」から「51,700円」、（2級）月額「34,270円」から「34,430円」に変更しました。

未熟児養育医療給付制度

出生体重が2,000グラム以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた赤ちゃんで、指定医療機関で医師が入院治療を必要と認めた場合、申請に基づき、その治療に必要な医療費を町が負担する制度です。

【支給方法】世帯の所得税に応じて一部負担金が生じますが、こども医療費の申請書を記入することで一部負担金を支払いする必要はありません。

小川町就学支援助成金支給制度

来春、小学校に入学する子供を育てている方に、小学校入学時に準備する学用品の購入費相当額（1人25,000円）を、子育て支援金として地域通貨券で支給する制度です。

【支給方法】1月に対象者へ申請書を送付します。2月開催予定の町立小学校入学説明会で申請し、助成金を支給します。

*以上の制度はすべて**申請制度**です。子育て支援課へ申請してください。

こどもの健康情報 場所:ココット（小川町子育て総合センター）

事業名	実施日時	
4か月児健診(H30.2月生)	6月21日(木)	午後1時25分～45分受付 ※受付の番号札は 10分前から配布
10か月児健診(H29.8月生)		
1歳6か月児健診(H28.11.1~12.31生)	7月11日(水)	
乳幼児健康相談	6月7日(木) 7月5日(木)	午前9時30分～ 11時受付

※乳幼児健診は6月16日～7月15日の間で実施する日程を掲載しています。対象の方には該当日の約1か月前に通知します。持ち物等をご確認ください。*対象の方、事業内容の詳細は、「平成30年度保健事業計画」（レモン色）をご確認ください。

24～25ページに関する問合せは、特に明記がある場合以外は、**ココット ☎81-6181、FAX 81-6186**へお願いします。

先着1台!! 電動アシスト付3人乗り自転車を出します

町では、複数の幼児を養育する子育て世帯へ、電動アシスト付の幼児二人同乗用自転車（3人乗り自転車）貸出事業をしています。

貸出しの対象者は以下のすべてに該当する方です

- 町内に住所があり、かつ居住している満16歳以上の方
- 満1歳以上6歳未満の、同居の子どもを2人以上養育している方
- 3人乗り自転車の保管場所を確保できる方

申込み ①子育て支援課窓口にて、3人乗り自転車貸出申込書を提出してください。

②添付書類：世帯全員の健康保険証または住民票のコピー ③貸出回数：1台（先着）

貸出期間 36か月以内 ※ただし、対象の幼児のいずれかが1歳以上6歳未満の条件を満たさなくなった場合は、6歳の誕生日の前日までの利用となります。

利用料金 1,000円（1か月）

利用者負担となるもの ○利用料金 ○貸出時及び1年経過後の点検費用2,000円（TSマーク付帯保険加入料含む）○幼児用ヘルメットの購入費用（着用は努力義務になっています）○パンクまたは車体破損した等、修理が必要な場合の費用 ○盗難にあった場合の盗難保険約款に定める負担金



※イラストはイメージです

児童手当「現況届」を提出してください

児童手当を受給している方は、毎年6月に現況届を提出することが必要です。現況届により、受給者と配偶者の前年の所得、また、6月1日現在の児童の養育状況を確認し、6月以降引き続き児童手当を受けられるかを審査します。提出しないと6月以降の手当を受けられなくなりますので、必ず提出してください。また、提出が遅れると、次回の手当（10月10日）に間に合わない場合がありますのでご注意ください。

現況届用紙は、6月上旬に児童手当受給中の方に郵送します。

七夕おはなし会

わらべうたや、楽しいお話がいっぱいです。お友達を誘って来てね。

日時 7月7日（土）午前10時30分～11時30分

場所 パトリアおがわ 児童館

対象 乳幼児、小学生

問合せ 児童館 ☎74-2359

